

平成二十九年五月十六日提出
質問第三一七号

クールビズ期間における冷房の設定温度二十八度は「科学的知見をもって二十八度に決めたのではなく、何となく目安でスタートし、独り歩きした」ものかどうかに関する質問主意書

提出者 宮崎 岳 志

クールビズ期間における冷房の設定温度二十八度は「科学的知見をもって二十八度に決めたの

ではなく、何となく目安でスタートし、独り歩きした」ものかどうかに関する質問主意書

新聞各紙等の報道によると、五月十一日の副大臣会議において、クールビズ期間における冷房の設定温度「二十八度」について、出席者から異論が相次いだとのことである。

同日にネット配信された産経新聞の記事『クールビズの室温二十八度導入時の担当者「実は不快な温度」と本音』によれば、盛山正仁法務副大臣が「科学的知見をもって二十八度に決めたのではなく、何となく目安でスタートし、独り歩きした」と発言したほか、他の出席者からも「二十八度は不快な温度だ」との意見が出て、関芳弘環境副大臣が科学的な知見を加えて検討する考えを示したとされている。

以上を踏まえて次の問いに答えられたい。

一 「二十八度は不快な温度だ」との発言については、当初政府関係者が関芳弘環境副大臣によるものと説明していたが、その後、「関副大臣ではなく他の出席者の発言だった」と説明を修正したと報道されている。この発言者は他府省の副大臣によるものであるか、その具体名を示されたい。

二 元環境省職員で導入時の担当者であったとされる盛山正仁法務副大臣が「科学的知見をもって二十八度

に決めたのではなく、何となく目安でスタートし、独り歩きした」と発言したとされるが、二十八度という設定温度は科学的知見に基づかずに決定されたものであるか。

右質問する。